

## 旅券法の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九八号)(衆)

### 一、提案理由(平成一六年五月二七日・衆議院本会議)

米澤隆君

……………(略)……………

次に、旅券法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、旅券申請者の利便の一層の増進を図る必要から、市町村等においても旅券事務を行えるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定める旅券法第二十一条の四の規定を削除しようとするものであります。

また、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

本案は、昨二十六日の外務委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本案につきましては、当委員会において、本法律の施行に関し決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

決議(平成十六年五月二六日)

政府は、旅券の不正取得等の旅券犯罪の防止が喫緊の課題となっていることにかんがみ、旅券事務の市町村等への事務の委託等に係る旅券法の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の事項について十分に配慮すべきである。

生体情報の旅券への登載を含め高度の偽変造対策を施した新型旅券の開発、必要な法整備等旅券の不正取得等の旅券犯罪を防止するために必要な措置について十分な検討を加え、その結果を踏まえること。

右決議する。

### 二、参議院外交防衛委員長報告(平成一六年六月二日)

山本一太君 ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、旅券法の一部を改正する法律案は、衆議院外務委員長の提出に係るものでありまして、都道府県が行うこととされている旅券事務について、市町村等においても行えるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定めた規定を削除しようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。